

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：大分県
農業委員会名：宇佐市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 3,601 |
| 自給的農家数 | 881 |
| 販売農家数 | 2,720 |
| 主業農家数 | 381 |
| 準主業農家数 | 420 |
| 副業的農家数 | 1,919 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 3,591 |
| 女性 | 1,663 |
| 40代以下 | 166 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 643 |
| 基本構想水準到達者 | 443 |
| 認定新規就農者 | 18 |
| 農業参入法人 | 29 |
| 集落営農経営 | 69 |
| 特定農業団体 | 25 |
| 集落営農組織 | 44 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|---------|---------|-------|-------|------|---------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 6,810.0 | 1,090.0 | | | | 7,890.0 |
| 経営耕地面積 | 6,005.0 | 636.0 | 252.0 | 291.0 | 93.0 | 6,641.0 |
| 遊休農地面積 | 12.0 | 1.5 | 1.5 | | | 13.5 |
| 農地台帳面積 | 7,257.6 | 2,488.2 | | | | 9,745.8 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 3年 3月 30日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | — | 14 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 2 |
| 女性 | — | 0 |
| 40代以下 | — | 1 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 30 | 30 | 30 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|-------|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 7,890.0ha | 5,273.5ha | 66.8% |
| 課 題 | 担い手となる農業者の減少や高齢化等に加え、円滑化事業団体から中間管理公社への移行に課題が見受けられることにより、集積面積が減少する結果となっている。また、耕作放棄地となってしまう農地は耕作条件が良くないため農地の荒廃が進み、さらに農地の集積が難しくなっている状況である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 5,425.5ha (うち新規集積面積 10.0ha) |
| | 目標設定の考え方:最適化事業実施要綱中の単年度集積基準面積を目標とする。 |
| 活動計画 | 人・農地プランに基づく担い手への農地集積を意識した集落単位での話し合いや周知活動を行う。また、農地の貸借などの相談を受け付けながら、農地中間管理事業の活用を検討する中で、担い手への利用集積を図っていく。 さらに、農家の戸別訪問による農地の利用意向情報を基に、定期検討会等により関係機関が情報共有を行いながら、担い手への集積・集約化を図る。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|---|----------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
| | 4 経営体 | 1 経営体 | 3 経営体 |
| | 平成29年度新規参入者が取得した農地面積 | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 24.2ha | 0.1ha | 0.1ha |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著化する中、新規就農者の育成及び確保並びに法人参入の促進が急務となっているが、育成環境の整備、初期投資費用の負担、新規参入者への農地集積等が大きな課題となっている。 さらに、圃場整備等の生産基盤の整備が不十分な農地では借り手側から敬遠される状況となっているため、就農支援体制の整備だけでなく生産基盤整備の推進を図る必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|-------|
| 参入目標数 | 2 経営体 | 参入目標面積 | 1.0ha |
| 活動計画 | 県、市、農協が就農に必要な知識や技術を身に着けるために実施している「就農学校」や「ファーマーズスクール」に、農業委員会も座学による情報提供を担っていることから、新規就農者の育成に係る支援を行うと共に、今後も、担い手や農地に関する情報の収集を行い、県や市の担当課と連携して推進活動を実施する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 7,903.5ha | 13.5ha | 0.2% |
| 課 題 | 農業者の高齢化や後継者の不在等により、遊休農地の発生面積が解消面積を上回り遊休農地面積が増加傾向にあることから、農地の維持管理について、個人による対応が困難な場合は、補助制度の活用等により組織による対応を促す等、解消だけでなく発生防止にも努力が必要である。 また、取排水に不具合のある農地や鳥獣による被害の多い農地等生産性の低い農地については、担い手への集積が進まず、遊休農地の解消は困難となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|--|-------------|--------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 4.0ha | | |
| | 目標設定の考え方:最適化事業実施要綱中の単年度解消目標面積を目標としつつ、直近3カ年の解消状況を加味し目標を定める。 | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 |
| | | 30人 | 7月～8月 |
| | 調査方法 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 9月～10月 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 11月～1月 | 2月～3月 | |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 7,890.0ha | 0.8ha |
| 課 題 | 違反転用を把握した場合は状況を速やかに把握し、適正な指導の下解消に努める必要がある。無断転用は違法であることを周知徹底して、未然防止に努める必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 広報等で違反転用防止の周知を図ると共に、日常的に行う農地パトロールや7月からの農地利用状況調査時に違反転用を把握し、所有者へ指導を行う。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入